

令和 5 年度 岬町空家等対策協議会

令和 6 年 3 月 2 5 日（月）

令和5年度 岬町空家等対策協議会

日 時 令和6年3月25日（月）午前10時30分開会—午後12時00分
場 所 役場3F 第二委員会室

出席者 片山 直子（和歌山大学経済学部経済学科教授）
川端 修 （岬町自治区長連合会会長）
中林 祐太（大阪弁護士会）
中山 武彦（大阪土地家屋調査士会）
長谷川 好伸（阪府宅地取引業協会泉州支部 支部長）
原 章 （大阪司法書士会）
藤江 雅文（公益社団法人大阪府建築士会）
上田 隆 （岬町副町長）

事務局 川端まちづくり戦略室長、寺田企画政策推進監、
岡田企画地方創生担当課長、幸地企画地方創生担当主幹、
多田企画地方創生担当係長、佐々木都市整備部副理事、吉田生活環境生活環境係

案 件

- （1）岬町空家等対策協議会・岬町空家等対策計画について
- （2）空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律について
- （3）空家等対策事業の実績について
- （4）空家等対策事業にかかる課題について
- （5）その他

配 付 資 料

- 資料1 岬町空家等対策協議会委員名簿
- 資料2 令和5年度岬町空家等対策協議会
- 資料3 岬町空家等対策計画（概要版）
- 資料4 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律
- 資料5 空家等対策事業の実績について
- 資料6 空家等対策事業にかかる課題について

(午前10時30分 開会)

事務局：定刻となりましたので、只今から令和5年度岬町空家等対策協議会を開催させていただきます。委員のみなさまには、年度末のお忙し中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

議長が選出されるまでの間、進行を努めさせていただきます、岬町まちづくり戦略室企画地方創生担当の岡田でございます。よろしくお願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

まず、議事に先立ちまして、委員のみなさまに委嘱状の交付を行ないます。なお、委嘱状の交付につきましては、委員のみなさまのお席に委嘱状を配布させていただいておりますので、この形を持って代えさせていただきます。

次に、事前にお配りさせていただきました、資料の確認をさせていただきます。議事次第です。次に、資料1 岬町空家等対策協議会委員名簿、資料2 岬町空家等対策協議会について、資料3 岬町空家等対策計画(概要版)、資料4 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律、資料5 空家等対策事業の実績について、資料6 空家等対策事業にかかる課題について

また、資料5について差替えがございます。机の上に、資料5の1枚目を置いていますので差替えをお願いいたします。不足等、ございませんでしょうか。

そろっているようですので、会議次第に沿って進行させていただきます。

それでは、開催に当たりまして、岬町副町長 上田 隆 より、ご挨拶申し上げます。副町長よろしくお願いいたします。

副町長： 《 あいさつ省略 》

事務局：それでは、協議会の開催にあたりまして、委員のみなさま方を委員名簿の順にご紹介させていただきます。資料1の協議会委員名簿をご参照ください。申し訳ございませんが、お名前をお呼びさせていただいた方は、その場でご起立いただきますようお願いいたします。

片山委員です。川端委員です。中林委員です。中山委員です。長谷川委員です。原委員です。藤江委員です。以上が委員のみなさままででございます。ご紹介いたしました7名の委員のみなさまと田代町長を併せた8名で本協議会を構成いたします。本日は田代町長他公務のため、「岬町空家等協議会の運営に関する事項」第2項により上田副町長に出席いただいております。委員のみなさま、よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

まちづくり戦略室室長の川端でございます。同じく企画政策推進監寺田でございます。まちづくり戦略室企画地方創生担当主幹の幸地でございます。同じく係長の多田でございます。そして、都市整備部建築課副理事の佐々木でございます。生活環境課の吉田でございます。そして、私企画地方創生課長の岡田でございます。以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

当協議会は、岬町空家等対策協議会条例に基づき設置するものでございます。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。なお、ご発言の際には、手元にありますマイクスイッチを押してからご発言くださいますようお願いいたします。まず、会長の選出をお願いしたいと存じます。会長の選出につきましては、空家等対策協議会条例第5条第1項において、委員の互選により定めるとされておりますが、いかがいたしましょうか。

委員：今までの経緯を踏まえて、事務局よりご提示していただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：ただいま「事務局案を」とのお声をいただきましたので、事務局より推薦させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、ご提案いたします。会長には、本町と空家の有効活用に関する相談業務について、協定を結んでおり、空家活用に向けた取組を進めていただいております、大阪府宅地建物取引業協会泉州支部の長谷川委員が適任であると思いますが、いかがでしょうか。

みなさまにご賛同いただきましたので、会長には長谷川委員をお願いしたいと思います。

長谷川委員、会長をお願いしてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、長谷川委員より、ひとこと就任のご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします

会長：《あいさつ省略》

事務局：ありがとうございました。それでは、岬町空家等対策協議会の運営に関する事項に基づき、長谷川会長に議長となつていただきます。長谷川会長、議長席へ移動をお願いいたします。

ありがとうございます。これより長谷川会長に議事の進行をお願いいたします。

会長：それでは、私が本協議会の議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。まず、会議の成立について事務局より報告願います。

事務局：それでは、委員の出席状況の報告をさせていただきます。本日の出席委員は、委員総数8名に対し、8名の出席となっており、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

会長：ありがとうございます。次に、会議の公開についてお諮りしたいと思います。事務局から説明を求めます。

事務局：町の情報公開条例により、会議につきましては原則として公開とされています。ただし、例外として、個人や法人等に関する情報など、この条例で定められた事項に該当する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると予想される場合は、非公開とすることができます。なお、公開とされました場合は、会議での発言や議事録についても後日、公開されることとなります。

会長：ただいま事務局から説明がありましたとおり、会議については原則公開とされています。会議の公開については、特段の事情もないと判断されますので公開することよろしいでしょうか。異議なしということでございますので、本協議会は、原則公開と決定します。なお、非公開とすべき案件が発生したときは、会議を非公開とすることについてお諮りすることといたします。それでは、公開として会議を進めて参ります。

事務局：会長、事務局に傍聴の申出が行なわれています。

会長：ただいま、事務局から傍聴の申出の報告を受けましたが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。異議なしと了解が得られましたので、傍聴を許可します。

(傍聴者入室)

それでは、議事を進めていきます。議題について、事務局より説明願います。

事務局：事務局幸地です。議題につきましては、議題1から議題3までをまとめて説明させていただきたいと思います。

《 説明省略 》

会長：ただいま、事務局から説明のありました内容に対して、ご質問、ご意見等ございましたら発言をお願いします。

委員：詳細な説明をどうもありがとうございました。皆様方の熱心な取り組みに敬意を表したいと思います。資料5の裏面、空家バンクで契約が成立した実績の件数が24件ということですが、この契約というのは賃貸なのか、売買なのか、こういった契約でしょうか。また、不動産困りごと相談会ですが、10名前後で推移していると思われますが、同じ方がおいでになっているのですか。それとも、別の方たちが来られているのですか。

会長：事務局ご説明をお願いいたします。

事務局：1点目の空家バンクの契約成立の内訳ですが、仰られるとおり、売買契約と賃貸契約の2種類があります。成立24件中、売買契約が17件、賃貸契約が7件となっております。

不動産困りごと相談会については、同じ方が複数回来られることもあります。大体の方は、1度のご相談で終わっていると思います。

委員：相談会に来られて、次にどんなことが出来ますよ、という案内をされて、そちらの方で進められるということですか。ありがとうございます。

会長：ほかにご質問ございますか。

委員：3点質問があります。1点目は、先ほども出ました不動産困りごと相談会の内容に関係することなのですが、空家の活用促進の中で、空家対策総合支援事業補助金60万円というものが令和3年、令和4年にそれぞれ出るようになっていますが、例えば岬町の中に旧家があり、そこをなんとか活用したいというような話があった場合、不動産困りごと相談会に話をもっていけば、不動産業者や企業などを紹介してもらえるような、仲介をしてもらえるのでしょうか。2点目は、いろいろな協定書を結ばれていますが、その中で、シルバー人材センターや空き家活用株式会社、これらの実績はどんなものですか。3点目は、確か2年間に駐車場の会社「アキッパ」といったのでしょうか。そこと協定を結ばれたとホームページに掲載していたと思いますが、資料の中に名前がありません。ここはどうなったのでしょうか。

会長：ご説明を事務局の方からお願いします。

事務局：1点目の不動産困りごと相談会ですが、この相談会の相談者の内容というのが、よくあるのが「いままで耕作していた土地を耕作できなくなった。この土地をどうしたらよいのか。」というようなことや、相続に関することが多い状態であり、活用して何かをするという相談がほぼない状況です。ですので、活用するための取り次ぎというのは現状ありません。また、空家対策総合支援補助金についてですが、これは国の空き家対策総合支援事業補助金というものを活用しているものです。10年以上作った施設を使用しなければならない点、滞在型の体験施設や交流施設への改修が対象になる点より、金額60万円を上限として体験型の施設を作るといのはなかなか難しいので、活用に至っていない状況であると思っております。2点目について、シルバー人材センターへの紹介等については、実績はとれていない状況です。空き家活用株式会社については、令和3年度において、淡輪地区の限定2地区において、地元の方の協力を得て、空家の実態調査を行っております。最後に「アキッパ」との協定についてですが、「アキッパ」というのは民間の空き地や駐車場の所有者がホームページ等で登録して、その駐車場を使いたい方が利用の申込をしてマッチングするといった活用方法になります。協定を結ばせていただいておりますが、なか

なか岬町の物件で空き地や駐車場を登録される方が少ない状況にあるといった理由から実績としては挙がっていないというのが現状です。

委員：上限60万円の話ですが、滞在体験施設や交流施設だけですか。例えば、食堂などは出来ないのか。

事務局：子ども食堂など、交流が出来る食堂でしたら大丈夫です。

委員：民間の古民家を活用した食堂は無理でしょうか。

事務局：人が集う様な施設であれば大丈夫です。また、上限の60万円というのは、個人の負担が3分の1の30万円必要になってきます。60万円もらえるのではなく、全体として90万円かかる中で60万円の補助といったスキームです。

委員：その場合、そういった事業をしてくれる業者や団体については役場で相談させてもらえばいいですか。

事務局：現在そういったお話がない状態ですので、相談する場所や業者の案内は現状していません。しかし、例えばですが、大阪府で大阪府住宅リフォームマイスター制度の活用など、今後そういったご相談があれば、そういった制度の活用など調べさせていただき、できる限り対応します。

会長：他にございますか。

委員：建築課の表の略式の代執行について、数が少ないのももう少し具体的に費用面なども教えてください。

事務局：略式代執行につきまして、先ほどお答えさせていただいたように累計として3件となっております。内訳としましては、この表には掲載されていない手前の年度なのですが、平成28年度に2件ございます。これは民間の空家の除却を行いました。1件が木造40㎡程度の住宅を撤去させていただきまして、費用が40万円と少しくらいの金額です。もう1件が同じように木造の40㎡程度の住宅でしたが、周辺の柵等の設置等もありましたので、90万円くらいの金額になります。それとあとは表に載っております令和元年度1件については、木造の平屋の住宅で、居宅が50㎡程度と附属の建物が40㎡程度ありまして、金額は高くなりまして200万円と少しになります。

会長：他にございませんか。ご意見はないようですので、つづきまして、議題④「空家等対策事業にかかる課題について」、空家等の対策について各担当課が抱える問題について、委員のみなさまのご意見をお伺いし、問題解決につながればと考えますので、忌憚ないご意見をお願いいたします。それでは、空家対策事業にかかる課題について、事務局より説明願

います。

事務局：《 説明省略 》

会長：ただいま、事務局から説明のありました内容に対して、ご意見アドバイス等ございましたら発言をお願いします。

委員：町において特定空家や管理不全空家の判断における基準はありますか。

事務局：特定空家なり管理不全空家についての基準につきましては、計画を岬町で策定させていただきまして、それと併せて大阪府の方から特定空家に該当する等の基準の算定表が提示されておりまして、そちらを活用させていただいて、点数付けをして、該当点数以上になりましたら特定空家という風に判断をしております。

委員：新法の管理不全空家はその表をカスタマイズして、ということでしょうか。

事務局：新法につきましては、実際のところまだ大阪府から新しい表が提示されていない状況にあります。今年度末かなと思われるのですが、大阪府の全体の空家の会議があると聞き及んでおりますので、そちらの方で大阪府が参考として表を提示されるとも聞き及んでおりますので、その表を基に町の方も算定の表を検討していく形になろうかと思われます。

会長：委員は何か情報をお持ちなのですか。

委員：管理不全について私の観測範囲になかったもので、市町村の担当者なら情報をお持ちかと思い聞きました。

会長：他にございませんか。

委員：今わかっている空家の数を書かれていると思うのですが、特にC判定やD判定が重要になってくると思います。大体でいいのですが、この中で所有者が分からない・連絡が付かないという方はどのくらいいますか。

事務局：空家の実態調査をさせていただいて、C判定・D判定というのが悪い状況の物件なのですが、出来る限り戸籍なり住所なり調査させていただいて、調べていっているところになります。件数の数字というのはお答えはできない状況ですが、ある程度までは調べられています。ただ、昔の名前で置いておかれていて、相続が何代にもわたって、という物件もあるかと思われます。また、その調査の中で外国籍等の方が入ってこられる場合というところでは、なかなか調査しにくい物件も出てきているかな、というところであります。

委員：調査段階ということでしょうか。具体的に連絡とかはしていない状況ですか。

事務局：空家の実態調査をさせていただいて、一番悪いのがD判定になるのですが、DからCにかけてってところで調査をさせていただいて、所有者さんを突き止められましたら、そ

ちらの方と連絡を取りまして、適正な管理をしていただくようにと対応をさせていただいて、除却されたり物件解決したような状況になります。調査だけで止まっている状況ではございません。

委員：ほとんどの方と連絡が取れているという解釈でいいのでしょうか。

事務局：ほとんどの方というか、割合としては件数は多いというところになるかと思われます。

会長：ちなみに、固定資産税の納税ってされていたりするんですか。されていない方もいるんですか。

事務局：担当が税務課になるので細かいところはわかりませんが、固定資産税では名義など変わったところでは、納税管理人等指定されて納税されているのかなと思われます。ただ、税の方も小さい住宅等については課税対象外のものの中にはあるのかなと思う中で、全数を把握できていないところもあるかと思います。

会長：他にございませんか。

委員：空家の対策事業の課題についてというところで、今後なのですが、ほんとうに正月に起きた震災を見てわかるとおり、結構きれいな建物が崩れたりといった問題もあります。それを踏まえて、町から行政の指導として空家活動も必要な事項であると思いますが、そこに至る道路の幅、幅員が確保できているかや、建物の周辺状況を見て活用できるんじゃないかという判断、また、団体がくることもあると思われるので、違法駐車などで地域の住民さんの迷惑にならないか、というような全体を踏まえて、この空家に対してはどういう提案をしたらいいのかというのを一度考えるということも必要ではないか。それによつては解体の上限50万円や解体費用があると国が今後も出してくれるという前提になりますが、その所有者の方に提案できるようになるんじゃないかという提案です。

会長：ありがとうございます。他にございませんか。

委員：空家の今後の処理についての意見を述べさせていただきます。まず、空家については、僕は空家のグレードが3つあると思っています。ほっておいても流通にのっていく普通の空家、一番下がどうしようもない潰すしかない空家、間には色々と整理、権利関係であったり修繕であったりをすれば流通に戻っていく空家の3つのグレードがあると考えています。今回ご報告いただいた中では恐らくそれがぐちゃぐちゃのままぽいっとしてどうしようという感じの分析をしておられるような感覚を得ました。ざっくりいうと資料6の1ページ目なんですけど、A判定B判定というものは個人の財産というところの色合いが大きいものでございまして、あまりここに公が関わるべきではないと考えています。公が関わるとし

でも先ほどでてきた不動産困りごと相談会であるとか、補助金の相談をするのであって流通をまわしていく、どうしたらいいだろうかという質問に対して流通をまわす程度のアドバイスに留めるべきであると考えています。じゃあ何故空家対策措置法が出来たかといいますと、C判定D判定というのは、所有者が適正な管理が出来ていなくて危険が生じているというところがポイントになって、じゃあそこは公が入りましょう、市町村が面倒を見なさいというのがこの法律だと考えています。となってくると、注力すべきはC判定D判定のあたりということになって来るかと思います。そして今回完了案件という形でご提示いただきましたけれども、C判定D判定ですと現実的な数字ではあるので、分類はしていただいたうえで、対策を練るべきであると考えています。具体的に言うと、助言を打った段階で反応があったもの、助言では反応が無くて勧告を打ったもの、勧告でも反応がなく命令までいったもの、そのグラデーションの数、地域性ですね。淡輪では助言で何とかなっているけれども、孝子は勧告を打ってもどうにもならないなど、そういった細やかな分析をしないと、私たちに意見をと申されましても、どこがボトルネックなのかよく分からない、ここにいる委員の方々は他の市町村でも一緒にさせていただくのですが、どうしようかなとなっているのはその辺にあると思います。勧告で解決したパーセンテージ、助言で解決したパーセンテージ、この案件はここで止まっていますといったような備考欄へのメモ書きしていただくとか、そういった整理をしていけば、ご担当の方々としても、どこで止まっているのか、岬町はどこでボトルネックが生じているのか、これも本当に市町村それぞれですので、ということがよく分かります。相続がぐちゃぐちゃすぎて誰が手を付けていいものか分からないものがいっぱいある町なのか、持ち主ははっきりしているけれども高齢化や金銭的な問題があって止まっていることが多い町なのか、それとも海外の人がいっぱい買ってどこに誰がいるかわからない状態になっていることが多い町なのか、というのもそれぞれ色でございますので、その色を明らかにしていただいたら、ノウハウと申しますけれども基本的にやっていることは役所における住民対応以上のものではございませんので、ひとつずつわかりやすくなっていくのかなと思います。結局C判定D判定において、どのレベルがどうやって解決するのか、解決事案はどこでとまっている、どこで終了しているのか、未解決事案はどこでとまっているのかというところを一覧できるようにものを作っていただくと、我々もご意見を述べさせていただきやすくなりますし、何故これが特定空家でないのですかと、管理不全空家ですが特定空家にしませんかなど、建設的な意見も述べるのが可能になるかと思います。

今回ご報告をいただきましたけれども、その後報告を聞いて、私として今後どのようなノウハウを作っていくべきなのかというところで第一歩となるものが、分類だと思いますので、その旨を述べさせていただきます。

会長 : ありがとうございます。企業誘致なり利活用について経済的なお話を片山委員からしていただけたりしますか。

委員 : いろいろ制度があるわけですが、やはり住民の皆様はこの家を何とか片付けなければならないという意識があるかどうかというところが実際のところであると思いますので、いろいろな機会を捉えて住民の方たちに働きかけてみるしかないのかなと思います。また、先ほど中林先生も仰っていましたが、居住可能で流通に回すことが出来そうな物件については、法律とか経済政策とかとは関係のないところですけども、家の中の物の処分というのが現実的にはすごくネックになっているのではないかなと思います。やはり売るにしても貸すにしても家の中を空けなければならないというのが現実的な苦勞のところではないかなと思いますので、補助金をどのように使えるのか、配分できるのか分からないですが、物の処分を手伝いますよとか、そういったところまでかなり手厚くサポートしていかないと、高齢の方たちは踏み出せないんじゃないかなと思います。色々な業者から家の中を掃除しますといった案内も入っていますが、知らない人に頼むのは怖いなというのもありますし、そこまでやらないと物件として流通にものついていかないのでは無いかなと思います。

会長 : ありがとうございます。

委員 : 岬町でタウンミーティングをずっとやられていますけれども、その中で住民の意見として常に空家の問題がウェイトを占めている様に思われます。意見書やその時発表された意見の中になんかの数を占めていると思います。岬町はご存知の通り高齢化が進んだ町ですので、今回資料を見せていただいた中で、勉強不足で申し訳ないのですが、こういうことになっているのだなと初めて知りました。今後ともこういったセミナーを広めていただいて、住民さんの福祉の関係で集まりなどありますので、そこに出向いていただいて、簡単な話で住民さんに周知していただければちょっとでも解決するのではないかなと思いますので、ご協力をお願いいたします。

会長 : ありがとうございます。

委員 : 空家ですが、基本的には所有者が何とかするものだと思います。もちろん、国の施策として空家を減らしていかないといけないのですが、所有者に対し如何に啓発していくかが一番なのかなと思います。意外とみんな空家が全国で問題になっていて対策が取られている

ことぐらいは漠然と理解されていますが、何も分かっていない人もたくさんいらっしゃると思います。例えば、4月1日から相続登記が義務化されますが、それも分かってない人も結構いらっしゃいます。もちろんそれを知って来る人もいらっしゃいますが、そのお話をしても意外と知らない。それは知ってるやろと思いがちですが、意外と知らない人がいるので、空家に関しても、所有者も含めて、基本は自分で何とかしないといけないということをどれだけお伝えしていくか、というところがまずは一番大事なところなのかなと思います。

会長 : ありがとうございます。

委員 : 調査士会の方で大阪の法務局の人とお話とか懇親会をする機会があるのですが、先ほど会長が言われていたような外国人の登記の数がすごく増えていまして、特に都会の方ですが、半分くらいが外国人入ってきていると。外国の方が買われるとやはり空家になってくると難しい問題になって来るので、対策を練っておいた方が良いのかなと1点思います。あと、空家とは少し違いますが、国庫帰属の制度というのが去年の4月から始まっています。去年の12月時点では大阪では活用されているのが2件らしいです。兵庫県の方ではわりと活用しているみたいです。そういう制度もありますよと伝えていってもらったらいいいのではないかなと思います。

会長 : ありがとうございます。

上田副町長 : それぞれの委員の先生方からご意見いただいたことを踏まえまして、今回の資料でも空家バンクにつきましては比較的登録に対して契約件数が多いと、ただ実際は空家が千件以上あるんですけども空家バンクの登録は28件とかです。ということはまだまだループにのせていかないといけないような物件もたくさんあるという認識は我々も持っています。ただ、流通にのせてそこからは民間の方の力で売買ができる、その売買の中で物の処分であったり外国人の問題等ありましたが、また個別に相談させていただけたらと思います。また、中林先生が仰られますC判定D判定の物件ですが、何が問題になっているのかというボトルネックの中核というところも町が取り組んで、次回の協議会の時にまたいろいろとご相談させていただけたらなという風に思います。

会長 : なかなかマンパワーの問題もあって進まないのかもわかりませんが、これは必ずやっていかなければならないことなのかなという風に思っています。宅建業者からのご意見といたしましては、危険な空家を持っている方に対してのアプローチになるんですけども、結局は問題解決できる方はやるんですが、相続の問題や資金的な面など色々な事情で解決

できない方でも資金的面で解決できない方が結構いらっしゃいます。私たちはこれを相続したらどうなるんだろうというような相談を受けます。相続したら管理しないといけないですよと言うと、相続放棄しようかなと。それまでに自身の資産を移して、いらない部分だけを相続放棄をするというようなことに恐らくなってくるのかなと思っております。また、問題になっているのは敷地の境界です。安価なエリアで多額の費用をかけて敷地の境界を確定するということはかなり難しいのかなと思います。私たちが携わる場合、隣地との境界のポイントここですねという承諾を得るようにしているのですが、それでも数万円の費用が掛かってくることになっています。もしそういうことが出来るのであれば、町の方で地積調査を行っていただいて、境界を確定させていくということと、藤江委員が仰っていた道路の問題ですが、結局はセットバックしないといけませんが、建築確認はセットバックしているが実際はしていなくて狭いままという。これって地域の方々の意識づけも必要のかなと思います。やはり地域のみなさま方が地域をより良く、生活しやすいようなことを話し合いで出来れば一番いいのですが、誘致する側として、例えば蔵を改装してホテルにしたいから蔵を探しているというようなご相談がたまにあります。その場合、やはり地域の方が宿泊施設を受け入れてくれるかどうかという問題もあります。ここで宿泊施設をやりますとなった時に今までの環境が崩れてしまう可能性もあつたりしますので、流通する側としては地域の中での勉強会なり、タウンミーティングのような形で入り込ませていただけるのであれば、こういった解決をしていくのかを含めて地域の現状を調査していく意味はあるのかなという風に感じました。また、固定資産税の納付書を送るときに、空家の管理について等同封されて、遠方の方からはよく聞くのですが、地域に住んでいる方にはあまり聞いていないのかなと思います。それはやはり、仰られていた意識づけになります。紙で貰ってもさらっと流してしまいます。人と話しをすることで、ちゃんとやらないといけないというようなコミュニティが作ることが出来れば、より良いのかなと感じました。以上が私の意見です。

次回この機会を作っていただきまして、岬町の空家の利活用なり、住民の問題の解決になれば幸いかと思いますので、本日はこれを持ちまして、令和5年度空家等対策協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

事務局：みなさま、本日、貴重なご意見ありがとうございました。

(午後 12時00分 閉会)